

J R 四国労組ニュース

令和元年 1 1 月 1 日 (No. 6)

発行責任者／大谷 清

編集責任者／武智 義治

年末手当交渉（１回目） 組合のスタンスを強く訴える！

J R 四国労組は本日、年末手当等の 1 回目の団体交渉を行い、1 0 月 1 6 日に申し入れた申第 6 号、申第 7 号及び申第 8 号について主旨説明を行った。

【申第 6 号 「2 0 1 9 年度年末手当の要求」について】

- 1 要求額 基準内賃金の 2. 3 ヶ月分
- 2 加算額 年末手当の基準日において、5 5 歳以上の組合員に 30, 000 円加算
- 3 支払日 2 0 1 9 年 1 2 月 6 日（金）

【申第 7 号 「準組合員（エキスパート社員）の年末一時金の要求」について】

- 1 基礎額 基本賃金及び高年齢調整手当の合計額に 2. 7 を乗じた額
- 2 加算金 準組合員（エキスパート社員）全員に 10, 000 円加算
- 3 支払日 2 0 1 9 年 1 2 月 6 日（金）

【申第 8 号 「準組合員（契約社員）の年末一時金の要求」について】

- 1 パートナー社員（月給・日給適用者）の要求額

(1) 基準額

調査期間内の勤務日数	四国地区	大阪地区	列車乗務員	アテンダント
65日以上120日未満	80, 000 円	100, 000 円	90, 000 円	90, 000 円
120日以上	160, 000 円	200, 000 円	180, 000 円	180, 000 円

(2) 加算額

基準額該当者で契約更新が 3 回以上ある準組合員（契約社員）に 10, 000 円加算

- 2 支払日 2 0 1 9 年 1 2 月 6 日（金）

＜組合からの主旨説明（要旨）＞

現在の J R 四国を取り巻く経営環境は、依然厳しい状況ではあるが、鉄道収入は西日本豪雨災害の反動だけでなく、瀬戸内国際芸術祭 2 0 1 9 による利用増などで、上半期として 2 年ぶりに前年を上回っている。これは、「労使協同宣言」の理念に基づいた労使関係を基軸として、「安全・安定輸送の確立」を第一義に、各種経費節減及び業務の効率化に理解を示し、要員の確保が厳しい状況下においても、組合員がそれぞれの持ち場で力を発揮してきた結果である。また、収入の確保に向けた営業施策にも協力し、「四国再発見増収キャンペーン」や、J R 四国グループ各社の営業支援の一環として「利用促進キャンペーン」にも積極的に取り組んでいる。

組合員の生活にとって期末手当は極めて重要な位置づけであり、日夜懸命に奮闘している組合員の努力に報い、今後一層の勤労意欲向上に資するためにも、会社として誠意ある回答をするよう強く要請する。

＜主旨説明に対する、会社側の考え方＞

会社の体力及び貴側の要求主旨を踏まえながら、鋭意検討していくこととする。

以 上